

電子入札 ASP サービス提供事業者選定プロポーザル選定要領

1 評価基準

評価基準は、別紙のとおりとする。

2 審査方法

選定委員会は、所定の手続を経て提出のあった提案書、プレゼンテーション及びデモンストレーションについて、評価基準に基づき、審査する。

3 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定方法

提案を行った者の中から、評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者とし、第2位の提案者を次点交渉権者とする。

ただし、最高点と同点の場合は、委員の投票により決する。

また、投票において得票が同数の場合は、委員長が決する。

なお、次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ① 仕様を満たさない提案
- ② 提案書に虚偽の記載をした場合
- ③ 参加表明書に記載された者以外の者が行った提案
- ④ 参加者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない提案
- ⑤ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な提案
- ⑥ 2通以上の書類提出がなされた提案
- ⑦ その他要領等において示した条件等に違反した提案

評価基準

1 評価項目及び点数

評価項目及び点数は、次のとおり構成する。

(単位：点)

評価項目	点数
(1) 実績・取得資格等評価	40
(2) 事業計画に関する評価	60
(3) 電子入札 ASP サービス導入業務及び同サービスの機能に関する内容評価	200
(4) 電子入札 ASP サービス導入業務委託料の見積金額	100
(5) 電子入札 ASP サービスの利用・運用に係る料金の見積金額	150
(6) 電子入札 ASP サービスの利用・運用に係る価格体系の考え方	50
合 計	600

2 評価項目ごとの採点基準

評価にあたっては、提案書、プレゼンテーション及びデモンストレーションに基づき、次の(1)以降の基準等に従い、評価項目ごとの得点を算出する。

(1) 実績・取得資格等評価(様式3-1号及び3-2号関係)

次の項目について、得点を算出する。

(評価)

A(係数1.0)	B(係数0.8)	C(係数0.6)	D(係数0.2)
評価の基準①に該当	評価の基準②に該当	評価の基準③に該当	評価の基準④に該当

(項目)

項目	評価の基準	配点
ASPサービス営業エリア、営業拠点及びサポート拠点	サポート拠点について、次により評価する。 ①県内に拠点がある。 ②九州地方(6県)に拠点がある。 ③その他	10
事業者の取得資格の状況 1 ISO9001 又は ISO4001	左記の資格等の取得数について、次により評価する。 ①全て取得済み	10

2 ISO27001 又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証 3 届出電気通信事業者 4 プライバシーマーク取得 5 ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度における認定	② 4 以上取得済み ③ 3 以上取得済み ④ 2 以上取得済み	
CALS/EC エキスパート・インストラクター	資格者数について、次により評価する。 ① 15 人以上雇用 ② 10 人以上雇用 ③ 5 人以上雇用 ④ 3 人以上雇用 ※雇用者数が 3 人未満の場合は加点しない。	10
電子入札システムの提供実績 公共発注機関への実績数について、次により評価する。	① 10 団体以上で佐賀県内における実績が 1 以上 ② 10 団体以上 ③ 8 団体以上 ④ 5 団体以上 ※実績数が 5 団体未満である場合は加点しない。	10
合 計		40

(計算式)

- ・各委員の評価項目の得点 = 評価項目の配点 × 評価に基づく係数
- ・各委員の評価点 = 各委員の評価項目の得点の合計
- ・得点 = 各委員の評価点の合計 / 委員数

(小数点以下第 2 位を四捨五入)

(2) 事業計画評価 (様式 3-3 号、プレゼンテーション関係)

次の項目について、各審査委員が評価し、得点を算出する。

(評価)

A (係数 1.0)	B (係数 0.8)	C (係数 0.6)	D (係数 0.2)
優秀である。	満足できる。	平均的である。	満足できない。
評価の基準①に該当	評価の基準②に該当	評価の基準③に該当	評価の基準④に該当

(項目)

項目	評価の基準	配点
事業全体に関する基本方針	業務に対する理解度、取組み姿勢及び実施方針について評価する。	10
主任技術者の保有資格及び業務経歴	業務経歴について、次により評価する。 ①同種業務の実績が3以上ある。 ②同種業務の実績が2以上ある。 ③同種業務の実績が1以上ある。 ④類似業務の実績がある。 ※実績がない場合は加点しない。	10
主任技術者の経験年数	関連業務の経験年数について、次により評価する。 ①10年以上の経験がある。 ②7年以上の経験がある。 ③5年以上の経験がある。 ④3年以上の経験がある。 ※上記以外の場合は加点しない。	10
事業推進体制	記載が明確さとともに、技術者動員数、連絡窓口等が適切であるかを評価する。	10
事業推進スケジュール	全ての工程を網羅し、工程間の調整管理を踏まえるとともに、工程におけるポイント（一部機能リリース、説明会の開催時期等）を理解した上で、妥当なスケジュールとなっているか否かを評価する。	10
プレゼンテーション	プレゼンテーションを通じて感じられる業務の理解度、取組み姿勢を評価する。	10
合 計		60

(計算式)

- ・各委員の評価項目の得点 = 評価項目の配点 × 評価に基づく係数
- ・各委員の評価点 = 各委員の評価項目の得点の合計
- ・得点 = 各委員の評価点の合計 / 委員数
(小数点以下第2位を四捨五入)

(3) 電子入札 ASP サービス導入業務及び同サービスの機能に関する内容評価

(任意の様式、プレゼンテーション及びデモンストレーション関係)

次の項目について、各審査委員が評価し、得点を算出する。

(評価) ※いずれも仕様を満たすという前提での評価

A (係数 1. 0)	B (係数 0. 8)	C (係数 0. 6)	D (係数 0. 2)
・特に機能性が高く、利便性がある。 ・創意工夫があり、特に満足できる内容である。	・他と比較して機能性が高い。 ・満足できる内容である。	・仕様を満たす機能が確保されている。 ・平均的な内容である。	・仕様は満たすが、他と比較して劣る。 ・明確な記載、説明がない。

(項目)

項目	評価の基準	配点
導入業務	実施内容、市職員への負担軽減のためのサポートから評価する。	1 0
職員向け操作説明会の実施	実施の回数、内容等から評価する。	1 0
受注者向け研修会の考え方	実施の回数、支援体制等から評価する。	1 0
実証実験	実施件数、内容、支援体制等から評価する。	1 0
システム管理者ヘルプデスク	内容、対応時間帯等から評価する。	1 0
コールセンター	内容、対応時間帯等から評価する。	1 0
入札・開札等における提供機能	提案書及びプレゼンテーションにおいて、提案に含まれる機能を確認し、デモンストレーションにおいて操作性を確認し、評価する。	3 0
入札情報公開に係る提供機能		3 0
契約管理システムとの連携機能		3 0
システム全体の機能性等	運用管理に係る機能、レスポンスタイム。稼働時間、バージョンアップの対応等について評価する。	2 0
施設基準及び個人情報・セキュリティ対策	データセンターの施設、セキュリティ対策等の記載の明確性及び妥当性について評価する。	1 0
システム稼働後の連絡体制	緊急時の対応体制の記載の明確性及び妥当性を評価する。	5
提供書類等の一覧	内容の妥当性を評価する。	5
提案書及びプレゼンテーション	前提条件等の仕様書に記載された事項を充足していることが確認できたかを評価する。	5
デモンストレーション	評価者が操作性を確認するために十分な内容であったかを評価する。	5
合 計		2 0 0

(計算式)

- ・各委員の評価項目の得点 = 評価項目の配点 × 評価に基づく係数
- ・各委員の評価点 = 各委員の評価項目の得点の合計
- ・得点 = 各委員の評価点の合計 / 委員数

(小数点以下第2位を四捨五入)

(4) 電子入札 ASP サービス導入業務委託に係る見積書(様式3-4号関係)

電子入札 ASP サービス導入業務委託料の見積金額(提案価格)を次の計算式により算出したものを得点とする。(小数点以下第2位を四捨五入)

$$\text{得点} = \text{配点}(100\text{点}) \times \text{最低提案価格} / \text{提案価格}$$

※最低提案価格とは、各提案者の提案価格のうち最低の金額であり、提案価格とは当該提案者の提案価格である。(以下、同じ。)

(5) 電子入札 ASP サービスの利用・運用に係る見積金額(様式3-5号関係)

平成26年9月から平成29年3月31日までの利用料の見積金額(提案価格)を次の計算式等により算出したものを得点とする。(小数点以下第2位を四捨五入)

$$\text{得点} = \text{配点}(150\text{点}) \times \text{最低提案価格} / \text{提案価格}$$

(6) 電子入札 ASP サービスの利用・運用に係る価格体系の考え方(様式3-5号関係)

次の項目について、各審査委員が評価し、得点を算出する。

(評価) ※いずれも仕様を満たすという前提での評価

A(係数1.0)	B(係数0.8)	C(係数0.6)	D(係数0.2)
優秀である。	満足できる。	平均的である。	満足できない。

(項目)

項目	評価の基準	配点
価格体系	価格体系(定額制、従量制)、電子入札利用件数が当初約定件数を下回る又は超過した場合の料金の取り扱いについて評価する。	50

(計算式)

- 各委員の評価項目の得点 = 評価項目の配点 × 評価に基づく係数
- 各委員の評価点 = 各委員の評価項目の得点の合計
- 得点 = 各委員の評価点の合計 / 委員数

(小数点以下第2位を四捨五入)